

中核市に関する庁内検討会 第5回

令和5年11月17日(金)

政策推進部 行政マネジメント課

これまでの調査・検討の流れ



第4回庁内検討会で出た意見等 (抜粋加工)

- ◎保健所の設置方法は、地域性やそれぞれの県と市で事情が違うので、市民目線、事業者目線を持ちながら検討を進める必要がある。
- ◎中核市移行は、県の権限をそのまま移し替えるものではなく、移行により佐賀市がどう発展していくか考えていくもの。各部においても、移行により既存の事業がどう変わるか考えてほしい。
- ◎中核市は、佐賀市の10年後、20年後の将来に大きく影響する重要な議論。引き続き丁寧かつ前向きに調査を進めていってほしい。

目 次

- 1 先行市の調査
- 2 財政面の影響
- 3 その他

保健所の設置について

(第4回検討会より)

- ✓ 保健所設置は、市による単独設置と県との共同設置がある
- ✓ 移譲事務のうち効率性などの観点から一部事務を県に委託することもある
- ✓ 県から任意で移譲される事務によっては、近隣の自治体の保健所業務を市が受託することもある

設置方法	概要
①共同設置	✓ 佐賀県と保健所を共同運営 ✓ 県と市の職員を配置し、県の業務も市保健所の業務も担う。 ✓ 指揮命令は、県の業務は知事、市の業務は市長がそれぞれ行う。 ✓ 運営経費は市が支出。県は、県業務分を市に負担金として支出する。 ◎先行市：松江市
②単独設置（改修）	✓ 既存市有施設等を改修し保健所に転用 ✓ 検査機器等の整備（検査を県へ委託している自治体もある） ◎先行市：山形市、甲府市ほか
③単独設置（新設）	✓ 保健所を新設 ✓ 保健・医療施設（休日夜間診療所など）、子育て関連施設と複合施設化する例もある。 ◎先行市：水戸市、一宮市、八戸市ほか
④単独設置（間借）	✓ 県保健所の一部を借用して運営 ◎先行市：福井市

共同設置(松江市)

H30移行 196,748人 (R5.4.1時点)

松江市・島根県共同設置松江保健所(管轄:松江市、安来市)

共同設置の理由として、①県からの人的協力を得やすい、②事務の引継ぎを円滑に行える、③県が継続的に関わることで、市民の安心感につながるという点を挙げている(松江市中核市移行基本計画)。



いきいきプラザ島根(県有施設)

うち 保健所	階数	3階
	延床	1,238.94m ²
	構造	RC造
	築年	H7.7



抑留・収容施設(県の動物管理棟を共同使用)

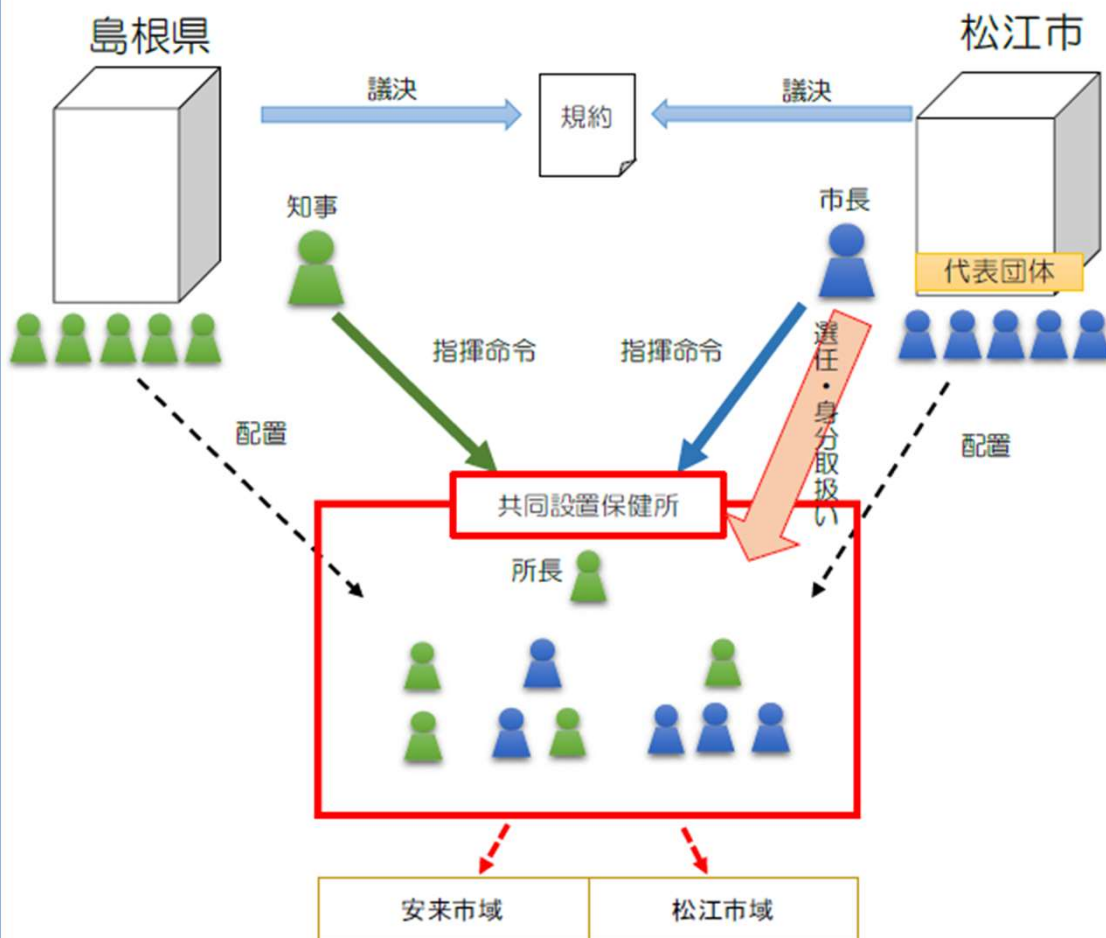
衛生検査施設

- ・食品の収去検査など一部は、保健所内の既存施設で実施
- ・それ以外の特殊な検査機器や高度な検査技術を要する検査は、**島根県保健環境科学研究所へ委託**している。

共同設置(松江市)

H30移行 196,748人 (R5.4.1時点)

松江市・島根県共同設置松江保健所(管轄:松江市、安来市)



共同設置の特徴

- それぞれの地方公共団体の議会の議決を経て、規約を定める。
- 職員は、規約で定める地方公共団体(代表団体)の長が選任する。
- 1人の所長の下、共同設置の行政機関に配置された職員が
県の業務(安来市域分)も、松江市の業務も行う。
※所長(医師)は松江市職員
- 指揮命令は、島根県の業務(安来市域分)は島根県知事、
松江市の業務は松江市長がそれぞれ行う。
- 共同設置の行政機関に要する経費は、代表団体の歳入歳出予算
に計上して支出する。
- その経費について、代表団体以外の団体は、代表団体に負担金
として支出する。

共同設置の根拠

地方自治法第252条の7～第252条の13

改修(山形市)

H31移行 242,924人 (R5.4.1時点)

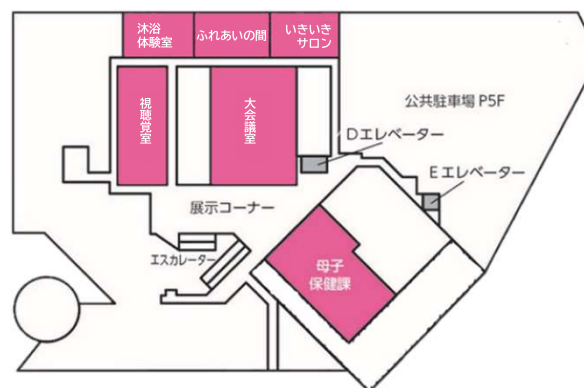
山形市保健所

- ・市民生活部内の健康課、保健センターを統合・再編し、健康医療部(新設)内に保健所を設置
- ・母子保健から健康づくり、医療、生活衛生を含めた総合的な保健衛生サービスを提供することで、市が掲げる「健康医療先進都市」の推進を図る。



霞城セントラル(官民複合ビル)

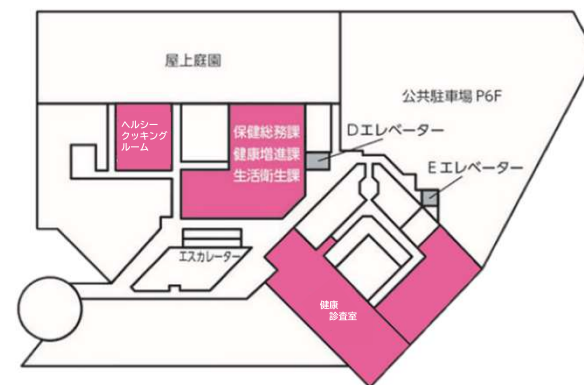
うち 保健所	階数	1階、3～5階
	延床	4,736.24㎡
	構造	SRC造
	築年	H12.11 (H30改修)
駐車台数		345台 (立体駐車場)



3階

母子保健課

小児慢性特定疾病医療、妊婦・乳幼児健診、
幼児発達相談など



4階

保健総務課

診療所・薬局等の開設許可・届出・監視指導

健康増進課

難病相談、特定給食施設等の届出

生活衛生課

食品営業許可、営業許可施設等の監視指導

5階 健康増進ホール

山形市の独自施策

H31移行 242,924人 (R5.4.1時点)

保健所シンクタンクチーム

- ・保健所に**医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士**などの専門職で構成するシンクタンクを設置
- ・健診データやアンケート等により収集した市民の健康に関する**データを科学的に分析し**、実情に即した施策・事業を全庁的に展開している。

山形市民の健康寿命を損なう**3大原因**の予防

認知症

運動器疾患

脳卒中

高血圧・糖尿病・脂質異常症など生活習慣病の予防

ローマ字の
頭文字

SUKSK
(スクスク)
生活



S 食事

減塩・栄養バランス
健康な歯

U 運動

これらに配慮したバランスのよい生活習慣

日光
適度な運動

K 休養

適切な睡眠
余暇を楽しむ

S 社会

社会インフラの整備
教育・仕事・人間関係
高齢者の社会参加

K 禁煙・
受動喫煙
防止

受動喫煙のない
環境

① 歯周病 対策

② 減 塩 対策

③ 腹部肥満 対策

④ フレイル 対策

SUKSK(スクスク)の
項目と分析テーマの関連

分析テーマ

- 1 歯周病 唾液潜血検査結果と問診票の関連
- 2 減 塩 尿検査による推定食塩摂取量検査結果
- 3 腹部肥満 腹囲と生活習慣病発症率の関連
- 4 フレイル 住民主体の通いの場参加者の体力測定結果

分析により得られた知見を施策に反映

例：山形市健康ポイント事業、健康増進ウォーキングロード整備
市内飲食店におけるSUKSKメニューの認定及び周知

新設(八戸市)

八戸市総合保健センター



	南	中央	北
4階			保健所(検査施設)
3階	保健所(保健予防課、衛生課) 食品衛生協会 歯科医師会事務局 薬剤師会事務局 会議室		こども健康部長室 保健所(所長室、保健総務課、 健康づくり推進課、 すくすく親子健康課) こども家庭相談室
2階	介護予防センター	こども支援センター	こども支援センター
1階	こども健診・相談エリア	メインエントランス 大ホール	休日夜間急病診療所 休日歯科診療所 保健所(診療所)

H29移行 219,733人(R5.4.1時点)

総合的な医療・健康対策の拠点として整備

基本的な方向

- ・医療・介護・福祉と連携した保健衛生サービス提供
- ・ライフステージに応じた心身の健康づくり
- ・安全安心な暮らしの確保

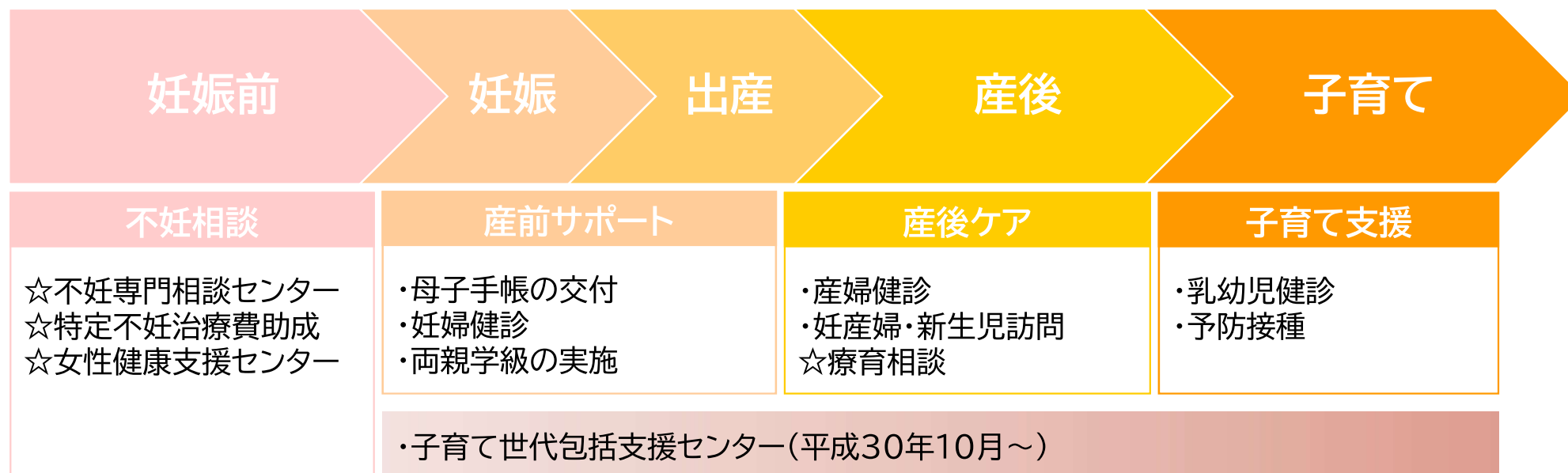
敷地面積		32,275.41㎡
駐車台数		193台
建物	階数	4階
	延床	11,201.77㎡
	構造	S造
	築年	R2.4(新築)
その他		臨床検査センター、 総合健診センター隣接

八戸市の独自施策

H29移行 219,733人 (R5.4.1時点)

八戸版ネウボラ

- ・総合保健センター内に、子育て世代包括支援センター(保健)、こども家庭相談室(福祉)、こども支援センター(教育)などの部署を設置
- ・**保健・福祉・教育の専門員が連携することで**、子どもや家庭に関する悩みなどを一体的に支援する相談体制を構築



☆…中核市移行に伴い、平成29年1月から開始した事業

保健所設置方法

設置方法	効果	課題とその対応
①共同設置 松江市	✓ 初期投資が②、③より少なくなる。 ✓ 移行期において市職員の配置が少なくなる。 ✓ 利用者の混乱が少なく、スムーズに移行できる。	✓ 県・市職員混在による困難性 (指揮命令系統やシステム併用による事務煩雑化) →県の事務処理に合わせるなど運用の変更
②単独設置 (改修) 山形市	✓ 初期投資の抑制 ✓ 複合施設化による総合的な保健衛生サービスの提供体制の強化	✓ 専門職など人材確保 →山形大学医学部への協力依頼 ✓ 改修施設の構造的制約 →検査業務を県などに委託
③単独設置 (新設) 八戸市	✓ 複合施設化による保健・福祉・教育などのサービス提供体制強化 ✓ ワクチンの大規模接種に対応できる規模	✓ 専門職など人材確保 →厚生労働省東北厚生局からの派遣 ✓ 建設費用の増大 →地域活性化事業債の活用

目 次

- ① 先行市の調査
- ② 財政面の影響
- ③ その他

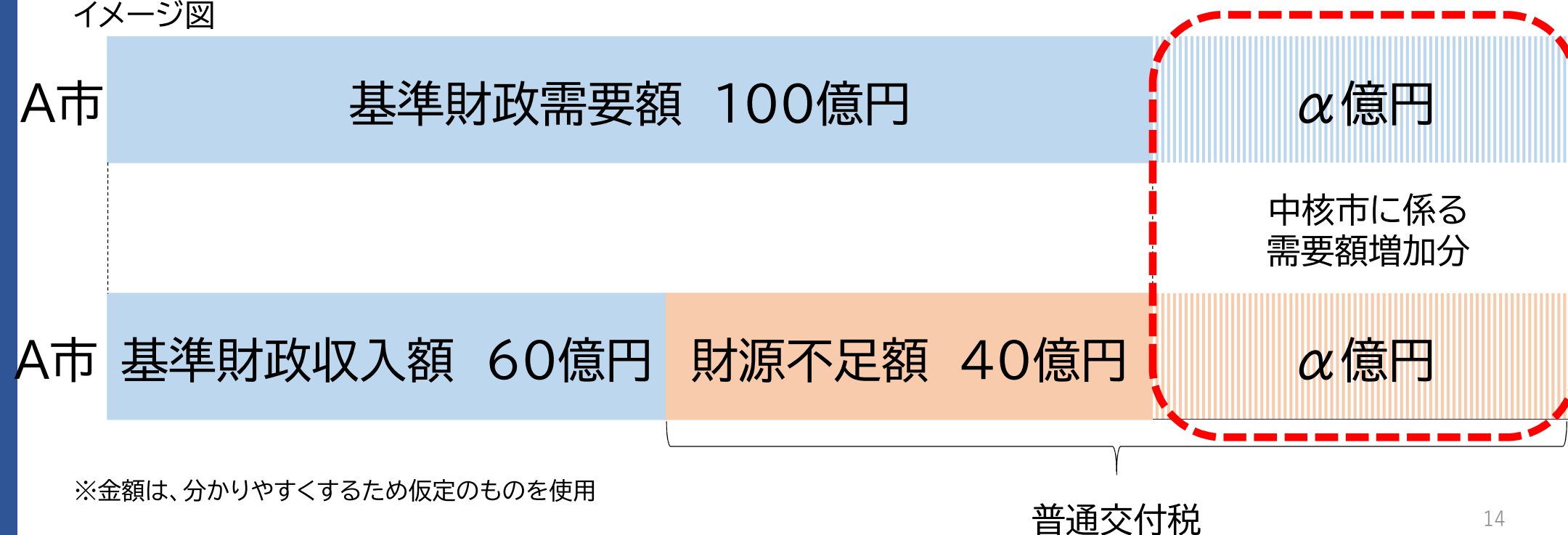
中核市移行に係る普通交付税

$$\text{普通交付税額} = (\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}) = \text{財源不足額}$$

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

中核市へ移行すると、普通態容補正係数が一般市より上乗せされる。 

イメージ図



財政への影響項目

歳出面	項目		主なもの
	事業費	民生	軽費老人ホーム利用料補助金、民生児童委員活動費補助
		保健衛生	感染症予防対策事業、各種衛生検査業務
		環境	大気汚染常時監視事務
		文教	県費負担教職員研修事務
		その他	包括外部監査
	人件費		新たに必要となる職員人件費

歳入面	項目		主なもの
	地方交付税		普通交付税の増加
	使用料・手数料		食品営業許可手数料、薬事許可等手数料
	国庫支出金		小児慢性特定疾病医療費負担金
	県支出金(減)		生活保護費負担金、民生児童委員委託金

先行市における財政影響額

単位:千円

- 移行に伴う事務経費や人件費等の増は、地方交付税や国庫支出金の増により措置されている。

			松本市	甲府市	山形市	福井市	鳥取市	松江市
人口（R5. 4. 1時点）			235, 720	185, 651	242, 924	256, 435	182, 163	196, 748
歳出	事業費	民生	222, 984	348, 017	210, 442	431, 281	195, 000	332, 625
		保健衛生	146, 327	75, 165	84, 271	111, 867	176, 000	255, 914
		環境	24, 461	23, 205	7, 564	42, 210	27, 000	50, 033
		文教	12, 430	4, 733	663	25, 886	10, 000	16, 141
		その他	13, 084	13, 500	5, 971	12, 976	10, 000	14, 609
	人件費		600, 400	319, 395	642, 050	415, 000	393, 000	481, 950
	小計		1, 019, 686	784, 015	950, 961	1, 039, 220	811, 000	1, 151, 272
歳入	地方交付税		1, 016, 494	795, 276	995, 274	1, 013, 000	820, 000	967, 878
	使用料・手数料		41, 720	26, 043	88, 578	33, 412	26, 000	28, 948
	国庫支出金		69, 567	69, 251	49, 414	120, 389	72, 000	118, 748
	県支出金		△108, 095	△133, 727	△126, 886	△85, 260	△107, 000	△195, 128
	その他			27, 816		3, 496		243, 316
	小計		1, 019, 686	784, 659	1, 006, 380	1, 085, 037	811, 000	1, 163, 762
影響額(歳入-歳出)			0	644	55, 419	45, 817	0	12, 490

出典:総務省ヒアリング時点で各市が作成した財政影響額

目 次

- ① 先行市の調査
- ② 財政面の影響
- ③ その他

例規整備(条例の制定等)

● 中核市移行に伴って整備されている条例（主なもの）

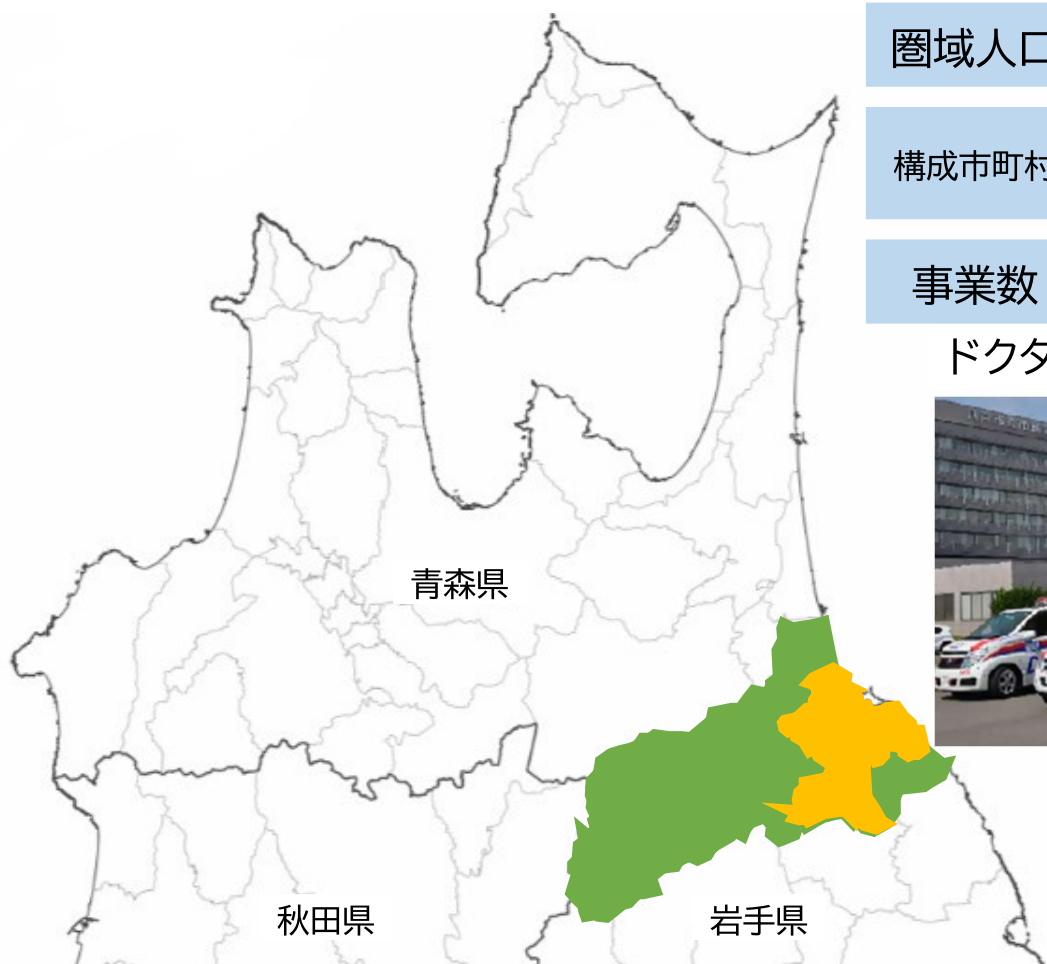
※条例の名称は他市のもの

区分	条 例	概 要
福祉	民生委員定数条例	民生委員の定数に関する事項を定める。
	社会福祉審議会条例	地方社会福祉審議会に関する事項を定める。
	各種の福祉サービス、施設等の設備や運営の基準を定める条例	特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設、幼保連携型認定こども園などについて、設備や運営の基準に関する事項を定める。
保健所	保健所設置条例	保健所の位置、名称、所管区域等に関する事項を定める。
	食品衛生法施行条例	飲食店等の衛生基準等に関する事項を定める。
	公衆浴場法施行条例	公衆浴場の設置場所の配置基準等に関する事項を定める。
	旅館業法施行条例	ホテル・旅館等の構造設備等に関する事項を定める。
その他	外部監査契約に基づく監査に関する条例	包括外部監査人が行う財政的援助団体等に対する監査に関する事項を定める。

- 約38本の条例の新規制定のほか、特別会計条例や手数料条例などの一部改正が行われている。

連携中枢都市圏

八戸圏域連携中枢都市圏(八戸都市圏スクラム8)



圏域人口 310,282人

構成市町村 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町(1市6町1村)

事業数 79事業

ドクターカー運行事業



八戸圏域地域公共交通計画推進事業



連携中枢都市圏

山形連携中枢都市圏



圏域人口 531,855人

構成市町 山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町(7市7町)

事業数 40事業

- ・山形広域炊飯施設の共同運営
- ・ふるさと納税を活用した圏域特産品等のPR(共通返礼品の拡充)
- ・連携による広域観光の促進



移行までの流れ

移行
宣言

3年前

2年前

1年前

中核市
移行

●知事へ協力要請

●総務省等ヒア(移行1年3ヶ月前)

●市議会(議決)

●県へ同意申入

●県議会(同意)

●総務省へ指定申出

●閣議決定

県との協議調整

総務省ヒアまでの
決定事項

- ✓ 保健所の設置方法、設置場所の決定
- ✓ 移譲事務(法定、任意)の決定
- ✓ 移行後の組織体制
- ✓ 移行後の定員(県・市)
- ✓ 事務引継ぎ体制の構築状況
- ✓ 市民・議会等の周知状況

※分野ごとの調整は継続する

各事務の事務引継ぎ、マニュアル作成など

円滑な事務引継ぎのためは、専門職の確実な採用
長期の派遣研修や職員研修が必要不可欠である

専門職採用

採用準備

派遣研修、職員研修

県との調整

県への職員派遣や研修

雇用した専門職、既存の保健師、事務職を県へ派遣

県からの派遣受入れ

保健所整備

基本構想

基本設計・実施設計

▲ 予算提出

備品、公用車等準備

システム開発、整備

▲ 予算提出

県からのデータ移行

市民説明・広報

移行宣言後の取り組み状況を定期発信

主な取組事項

第 6 回庁内検討会

令和 6 年 2 月頃開催予定